

婚外子差別の是正に向けて

名古屋大学大学院法学研究科 准教授 原田 綾子

日本では古くから、婚外子(非嫡出子)は社会生活のさまざまな場面で差別を受けてきました。欧米諸国でも、歴史的に、キリスト教道德のもとで婚外子は激しい差別にさらされてきましたが、最近では差別の是正が進み、スウェーデンのように婚外子として出生する子どもの割合が約半数という国も現れています。日本における婚外子差別の是正は、欧米諸国から比べるとずっと遅れているのですが、近年は、一定の進展も見られるようになってきました。

日本において婚外子を差別する制度として最も問題が大きいものとされてきたのが、法定相続分の差別でした。日本の民法は、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の二分の一と定めていたのです。この規定は、昭和22年の民法改正の際に、明治民法の規定を引き継ぐ形で定められたものなのですが、周知の通り、最高裁大法廷は、平成25年9月4日に、最高裁としては初めてこの規定を違憲と判断しました。法廷意見は、日本の家族形態の多様化や国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢、差別を禁止する国際条約などに言及したうえで、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、父母が婚姻関係になかったという、子に

とっては自ら選択・修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきた、と論じています。この違憲判決を受けて、平成25年12月5日に民法が改正され、婚外子の法定相続分は嫡出子の相続分と同等になりました。

日本の婚外子出生率は約2%と欧米諸国と比べて低く、これは日本でまだ正式の婚姻と出産・育児を結びつける法律婚志向が強いことの表れといえます。しかしこの低い数字の背後に、婚外子を妊娠した母が、子への差別や、未婚の母としての苦勞を予測して、人工妊娠中絶を選ばざるを得ないという現実があるとすれば、法律婚志向は、一部の母子に対して極めて抑圧的に働いていることとなります。法定相続分の差別は、こうした差別・抑圧を、民法という基本的な法律が是認するもので、その象徴的意味という点でも問題が大きかったのです。法律婚保護との調整は一定程度必要ですが、人権保障の観点から、今後、婚外子差別の是正がさらに進展していくことを期待したいと思います。

「老い」とジェンダー

田中 真砂子

(東海ジェンダー研究所 評議員)

2012年「公益財団法人東海ジェンダー研究所」として再出発するに当たって、私たちは、21世紀に入った「いま」、ジェンダーという視点がどのような意味を持ちうるのか再検討する必要を感じていた。ジェンダーという切り口が、今でも、というか今だからこそ、とりわけ重要である二つの領域が直ちに浮かびあがってきた。一つは子ども(中でも3歳未満児)の養育の問題であり、もう一つは急速に人口構造が変わり、家族や働き方が多様化する中で、いまや対応できなくなりつつあるかにみえる高齢化または「老い」の問題である。二つの領域とも、そこでのケアの提供者は女性とされ、そのことによってその他の領域での女性の活動は大きく制約されてきた。このような役割分担や価値観、そして問題解決にジェンダーという切り口は今も有効なのだろうか。

こうした問題を検討するために、私たちは二つの研究活動をスタートさせた。一つは養育の問題についての「プロジェクト研究」、もう一つは「老い」についてのインフォーマルな学習会で、両者とも月1回のペースで研究・学習活動を続けている。以下では「老い」の学習会で取り上げてきたベティ・フリーダンの『老いの泉』(Betty Friedan: *The Fountain of Age*, 1993. 山本博子・寺澤恵美子訳『老いの泉』上下、西村書店、1995)について現時点での私の感想をいくつか述べてみたい。

フリーダンの原著は1993年刊行であるが、考察の多くは1960年代のアメリカの状況の分析に基づいていると思われる。そのためか彼女の名を一躍高からしめた『女らしさの神話』(*The Feminine*

Mystique, 1963) との構造的類似性は明らかである。つまり『老いの泉』における老人や「老い」の位置づけは、『女らしさの神話』における女性の男性に対する位置づけと構造的に重複する。どちらの場合も対比の基準は男性、それも自立した大人の男性であって、女性や老人は、基準に満たない劣位の存在と見なされると。換言すれば、女性の問題も「老い」の問題も社会の主流からの「疎外」の問題なのであって、この疎外状況は身体性を拠り所とする強力な「科学的」イデオロギー、または「神話」(*mystique*)に支えられている、というのがフリーダンの二つの著作の真骨頂であったと私は思う。

フリーダンがここで提示する「老い」のあり方は普遍的なものとは言えないと私は思う。アメリカ社会に限定したとしても、1960-90年代の、高等教育を受けた白人中流層にしか彼女の議論は当てはまらない。「老い」や「老人」についてのイメージや対処の仕方には様々なバリエーションがあり、生物学的な共通項はあるにしても、それぞれの地域や社会階層、時代や文化の文脈の中でしか「実態」は現れて来ない。

しかし、フリーダンによって一つの強力な説得的なモデルが提示されたことは確かなのだから、私たちとしては個々の事例を歴史や地域性の文脈の中で把握し直し、変化する状況の中で今何が可能かを見定めていくしかないだろう。学習会は1月からシモーヌ・ド・ボーヴォワールの『老い』に取り組んでいる。老いとジェンダーに関心をお持ちの方参加しませんか？

報告

東海ジェンダー研究所は以下のような事業を行いました。

2013年度講演会

グローバル社会におけるコミュニティと女性の役割



2013年11月27日、同志社大学大学院の浜矩子教授による講演が「グローバル社会におけるコミュニティと女性の役割」と題して行われた。教授によれば、グローバル社会とは「人・物・金が自由に国境を超えて動く社会」であり、このような「グローバル・ジャングル」では、弱肉強食の論理が支配する「競争の日常」が展開するが、同時にそれは「共生の生態系」という土台によって支えられている。教授は、この

相互に依存し支え合う社会の重要性を訴えたが、現在の安倍政権はこの共生原理からは程遠く、アベノミクスによる「富国」と特定秘密保護法案等による「強兵」策は「ドアホノミクス」に他ならないと喝破し、大向うの共感を得た。グローバル社会におけるコミュニティのあるべき姿としては、「奪い合い」のシェアから「分かち合い」のシェアへの転換と多様性や包摂性を持った社会の構築を挙げ、そのために大人としての痛みが分かる女性が果たす役割、聖書で言う「助け手」として、女性が社会に「差し伸べる手」の重要性を説いた。終了後のアンケートからは、特に「シェアからシェアへ」の合言葉が聴衆の心を捉えたことが窺われる。

日置雅子(当研究所 理事)



2013年度シンポジウム

親が育つ、こどもが育つ—『今』と『これから』

2013年12月15日、名古屋都市センター14階特別会議室で50名弱の出席者をえて、シンポジウムが開かれた。「こども・子育て新システム」が2015年度から実施されようとしている今、子育てシステムのあり方をめぐって、3名の講師の方々から先鋭な問題提起がなされた。森田明美さん(東洋大学教授)は、子どもの権利を基盤にした児童福祉学の立場から、ティーンエイジの親をもつ子どもたちの状況を具体的にあげながら、子どもの権利の視点にたった「地域支援型児童福祉」の包括的なシステムの必要を説き、萩原久美子さん(下関市立大学教授)は、働く母親の立場から、夜間保育所の調査を例にとりながら、親の労働や保育者の労働の問題をも含み込んだ子育てについての地域の



「社会的包摂機能」を充実させる必要を説き、近藤薫さん(東海ジェンダー研究所理事)は、子育てとキャリアを両立させ



てきた自分の経歴を振り返りながら、1975年以来の、政府の子育て支援政策や支援事業の展開を明らかにした。

子どもの権利と女性の働く権利を軸に据えて、どのような子育てシステムを構築していくのか、フロアからの熱い思いをこめた意見や質問を含めて、密度の濃い議論が展開された。「子ども・子育て新システム」をめぐるこれからの議論に役立てるために、講師の方々のお話を中心にここでの議論を活字にして公表することを予定しています。ご期待下さい。

安川悦子(当研究所 理事)

報告

東海ジェンダー研究所は以下のような事業を行いました。

2013年度 賛助会員のつどい(公開)

2014年2月2日(日)午後、サイプレスガーデンホテル3F小宴会場で、2013年度 賛助会員のつどい「二人の女性画家の作品と生涯について」～ケーテ・コルヴィッツとフリーダ・カーロ～を公開して開催しました。



講師は美術グループの宮崎玲子さん。このために用意して下さった絵や写真をスクリーンで見ながら、貧困や戦争、暴力に苦しむ人々の中でとりわけ過酷な女性の姿を版画で描いたドイツのケーテ・コルヴィッツ、病や怪我による肉体的な苦痛を抱えながら波乱に富んだ人生を生き抜き強烈な絵を残したメキシコのフリーダ・カーロの生涯と作品

を語っていただきました。

賛助会員だけでなく一般の方からも多数お申込みをいただき、当初の定員を大幅に超える78名の参加となりました。



お知らせ

多くの方々のご応募をお待ちしています。

2014年度 個人・団体研究助成 募集のお知らせ

来年度も個人と団体の研究助成の希望者を募集します。
対象はジェンダー問題に関する研究で分野は不問
助成費は個人30万円以内、団体10～30万円
申請書はホームページからダウンロードしてください(FAXまたは郵送の請求も可)。
申込期間は2014年4月15日(火)～5月末日 消印有効
詳しくは、ホームページをご覧ください。

『ジェンダー研究』第17号の原稿募集のお知らせ

当研究所の年報『ジェンダー研究』第17号の原稿を募集します。
メインテーマは前号に引き続き「女性と労働」およびその他関連するテーマも可です。
原稿の締切日は、2014年9月末日 消印有効
詳しくは、ホームページをご覧ください。

賛助会員を募集しています。

賛助会費 年間 1,000円
振込先 郵便振替口座 00820-0-77338
公益財団法人東海ジェンダー研究所

- * 会員の皆様には当研究所の年報『ジェンダー研究』やニュースレター『LIBRA』、講演会などの事業のご案内をお送りします。
- * 当研究所は公益財団法人の認定を受けており、会費及び寄付については税法上の優遇措置があります。

編集後記

『リーブラ』が記念すべき50号を迎えました。1997(平成9)年の創刊から当研究所のニューズレターとして、ジェンダー問題に関する話題や情報を年3回、皆様にお届けしてきました。公益財団法人に移行して2年目の今年度、新たな「プロジェクト研究」などの事業を軌道にのせることができました。これからも当研究所と『リーブラ』に、皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

LIBRA

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズビル5F

T E L 052-324-6591 FAX 052-324-6592

E-mail info@libra.or.jp http://www.libra.or.jp/